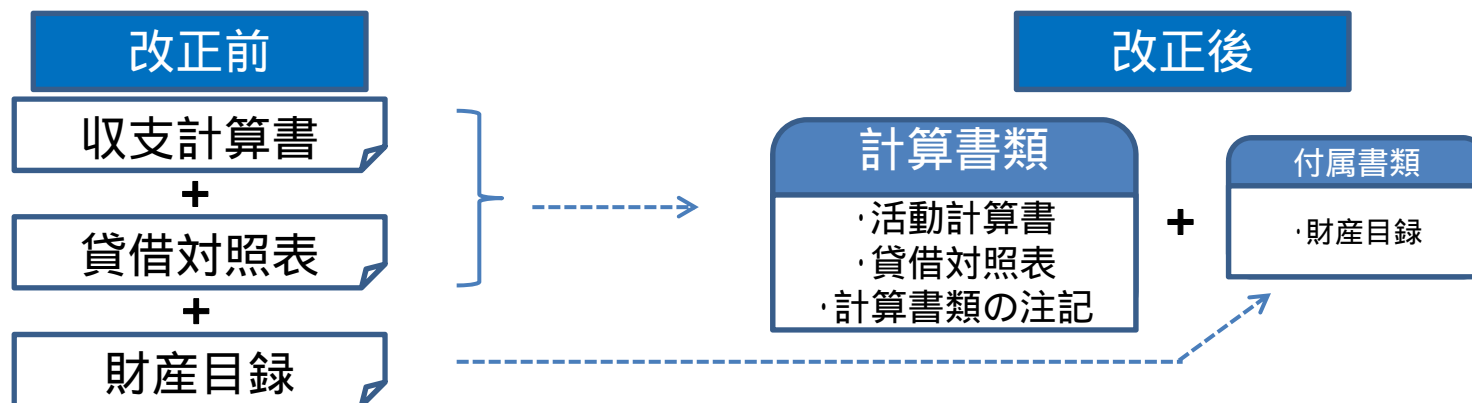


3. 法人の信頼性向上に向けた課題

活動計算書について

【会計の明確化を目指した改正】

- 「収支計算書」の名称を「活動計算書」に改正
その際、当分の間「収支計算書」を提出することができるよう、附則(経過措置)で措置
営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書
- 活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録を附属書類と整理
- 区分経理に関する運用として、活動計算書において区分すれば足り、事業目的により貸借対照表の区分表示までは義務付けられないよう見直し



【望ましい会計基準としてのNPO法人会計基準】

内閣府「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」報告書(平成23年11月)において、「現段階において「NPO法人会計基準」は特活法人の望ましい会計基準」と明記

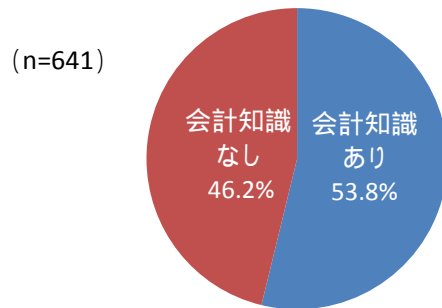
「NPO法人会計基準」は、市民にとって分かりやすい会計報告を目指し、作成者の視点以上に利用者の視点を重視すること、社会の信頼に応える会計報告であることを掲げ、複式簿記を前提する財務会計としての体系に、寄附やボランティアなど特活法人に特有な事情を加味した会計基準

NPO法人が抱える会計上の問題

半数近くの特定非営利活動法人において、会計知識を持たない者が経理を担当していることなどから、その内容に不備がみられることに加え、法人によって採用している会計基準にもバラつきがみられることから、法人間の財務情報の比較が困難となっている。

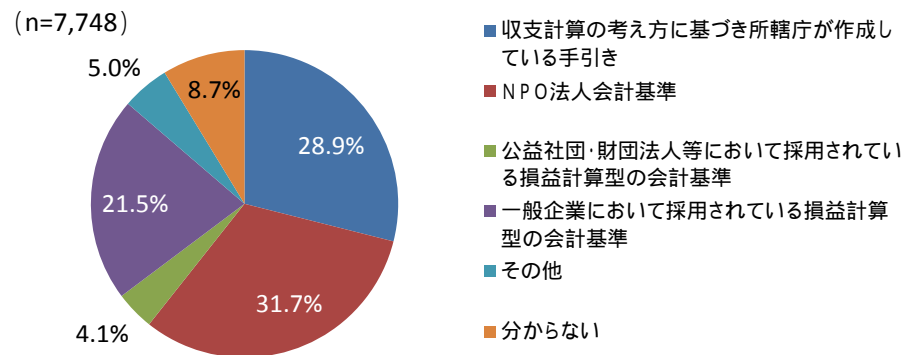
会計監査の対象となるためには、一般に広く用いられることによって、十分な実務の蓄積とステークホルダーの理解を得ることなどが必要。

特定非営利活動法人の経理担当者の会計知識について



(引用)内閣府「特定非営利活動法人の会計の在り方に関するインターネットアンケート調査報告書(平成23年6月)」より

特定非営利活動法人の採用している会計基準等



(引用)内閣府「平成23年度特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査報告書(平成24年8月)」より

内閣府「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書(平成23年11月)」(抄)

・継続的な手引きの見直しの必要性

今後、規模の増大に伴い活動規模も広がり、併せて市民への説明責任もより一層強まることを想定すれば、「NPO法人会計基準」をより精緻化、明確化した会計処理が求められることが考えられる。当面は、「NPO法人会計基準」をベースとした会計処理の普及に努め、特活(NPO)法人における会計スキルの向上を図るべきところであるが、将来を見据え、この会計基準及びこれと連動する会計の手引きのメンテナンス体制を確立させる必要がある。

・会計監査への対応

会計監査を行うに当たっては、首尾一貫した会計を実践するための適切な会計基準が必要である。

そのような適切な会計基準は、確立された透明性のあるプロセスに従い、幅広い関係者の十分な合意形成を経て、開発される必要がある。このようなプロセスに従って作成された会計基準が、一般に広く用いられることによって、十分な実務の蓄積とステークホルダーの理解を通じて、一般に公正妥当なものとして認められることとなる。したがって、関係者間の連携、協力の体制を構築し、適切な基準の開発、浸透が図られることが望まれる。

(中略)以上を踏まえながら、特活法人関係者、会計・税務の専門家や、内閣府、所轄庁等の連携、協力の下、上述の継続的な手引きの見直しのための取組のさらに先の課題として、会計監査の下地をつくっていく取組の推進を期待したい。

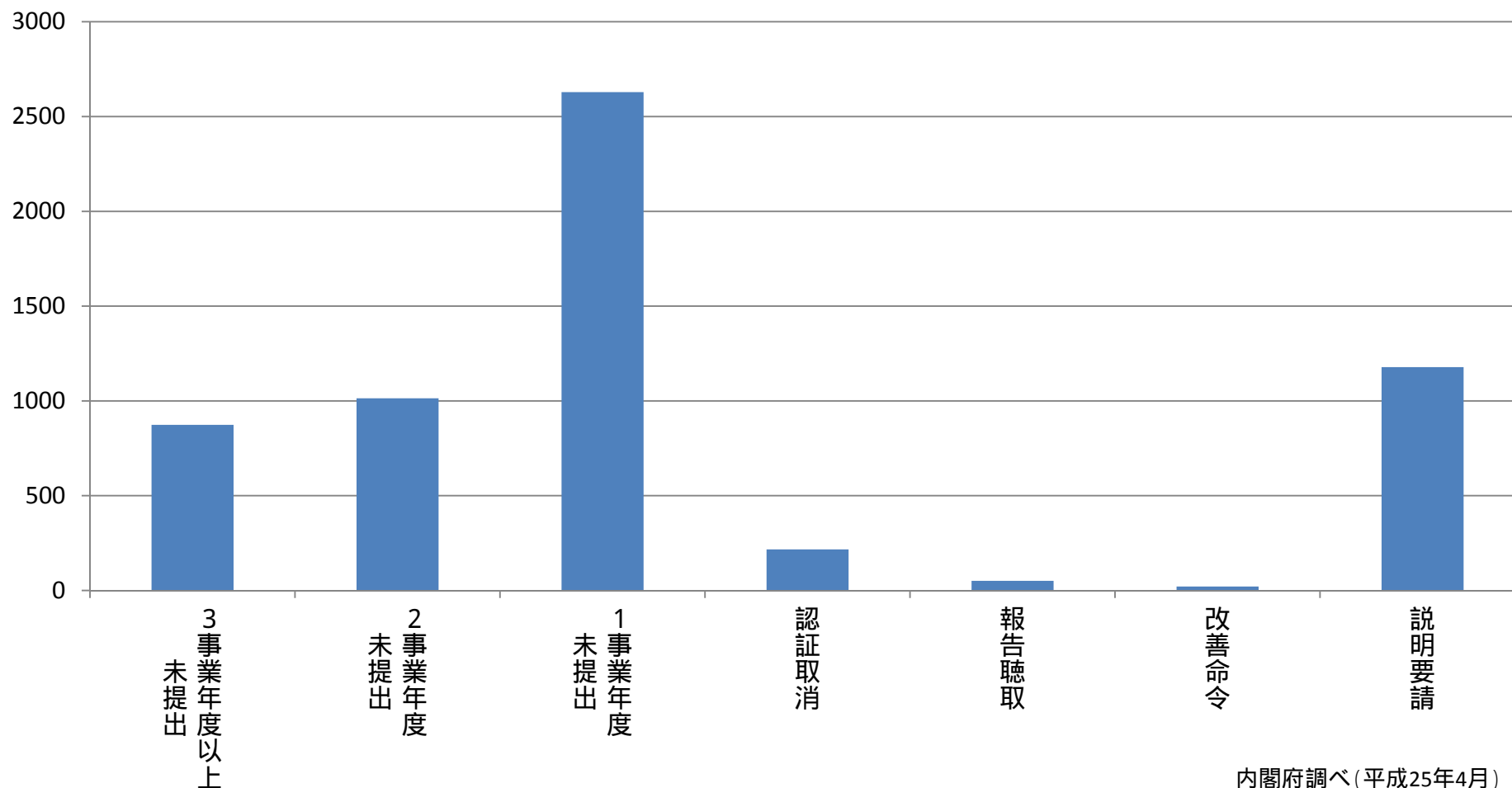
特定非営利活動法人の事業報告書提出等の状況(中間報告)

約47000法人のうち、2600法人以上が事業報告書未提出、1000以上が事業報告書2年間未提出、また、800以上が3年未提出であり、認証取消の対象となり得る。

苦情を受けているものの、対応できない法人が多く存在。認証取消は、217件行われている。

67所轄庁中62所轄庁から回収済

NPO法人の事業報告書提出状況と所轄庁による監督の状況について



内閣府調べ(平成25年4月)

休眠法人の整理等に係る課題

内閣府において定期的に所轄庁と意見交換を行っている中で、現場で通知を送付しても返送されてしまうなど連絡がつかない法人などの対応に苦慮しているとの声がある。こうした法人は所轄庁の事務を増大させるだけでなく、市民にとって特定非営利活動法人の印象悪化につながりかねない。

(1) 連絡がつかない法人の整理

- 代表者が死亡又は行方不明となった法人に対し、他の理事と連絡を取ったところ、名義貸しであり、法人の運営には全く関与していない等の反論ケースも実在。
- 代表者、役員や社員との連絡が困難であり、役員選任や解散に係る総会の開催ができない。
- 聴聞等を行う場合、公示送達となるが、裁判所等の手続きが必要であり煩雑。

(2) 事業報告書で活動なしと報告してくる法人への対処

- 3年以上活動実態がない法人について、電話で自主解散を促している。
- 3年に一度の事業報告書提出により、認証取消しを免れている法人がある。(設立認証の取消し(法第43条第1項))

(3) 休眠法人が反社会的勢力等に悪用される可能性

- 法人登記が抹消されない限り、悪意のある第三者が休眠法人を買取、悪用している可能性について指摘。

(4) 不良法人に報告徴収、立入検査を実施するために求められる「相当な理由」の明確化

- 明確な法令違反を犯していないものの、情報提供、苦情等による法人への対応に苦慮。
- 監事等から不正経理について内部告発される法人の存在。
- 活動実態が認められない法人、認証取消しを免れるような手段をとる法人に対し、明確な処罰規定についても検討の余地あり。

特定非営利活動法人の認証取消し事案

定款外事業等による認証取消し

【事案概要】

市民から情報提供された「霊芝栽培事業の統括による疑義」及び主たる事業所の所在地変更による報告について、特定非営利活動法人に対し説明を求めたが、報告書及び弁明書の提出がなく、また、法人の主たる事務所は存在しなかった。

【所轄庁(内閣府)の対応】

特定非営利活動促進法に基づき、当該団体の認証取消しを実施。(平成17年3月23日付け)

入出国管理及び難民認定法違反容疑の逮捕による認証取消し

【事案概要】

在日外国人及び招聘外国人を対象とし、情報提供、助言・援助等を行う事業目的であったが、不適切な手法により外国人に仕事を斡旋したとされ、入出国管理及び難民認定法違反容疑の逮捕された。(平成18年9月～10月)

【所轄庁(内閣府)の対応】

特定非営利活動促進法に基づき、当該団体の認証取消しを実施。(平成18年12月4日付け)

助成金に対する詐欺行為の逮捕による認証取消し

【事案概要】

法人理事長と元山口組系組長らが共謀し、独立行政法人(厚生労働省所管)から助成金をだまし取ったとされ、詐欺行為により理事長、元暴力団組長ら計7名、警視庁に逮捕された。(平成24年10月10日)。

【所轄庁(東京都)の対応】

暴力団等の統制下にある団体であること等から、特定非営利活動促進法に基づき設立認証の取消しを実施。(平成24年12月26日付け)

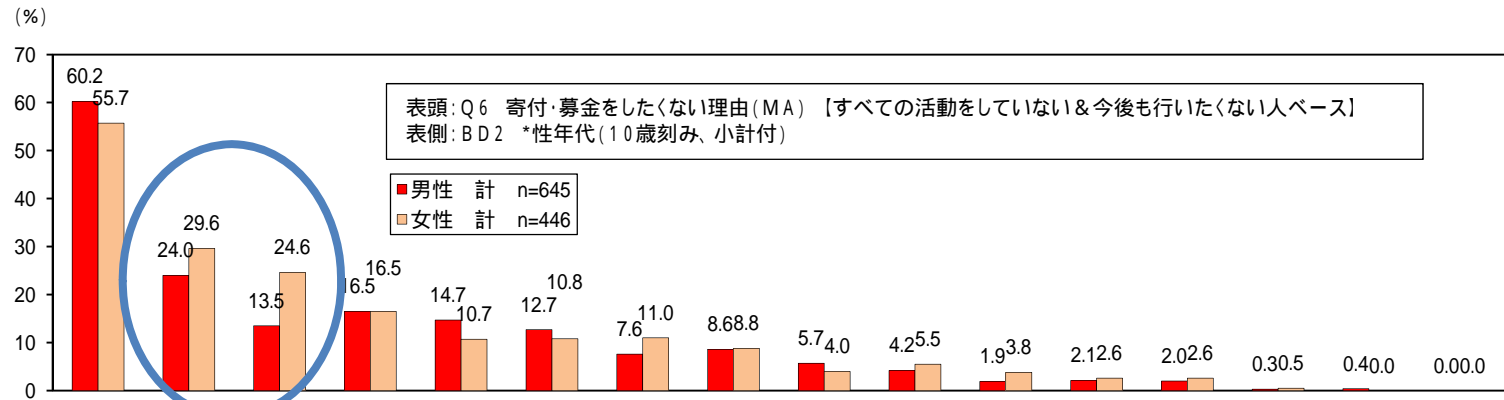
3事業年度、事業報告書未提出による認証取消し

【所轄庁(内閣府)の対応】

3事業年度の間特定非営利活動に係る事業報告書が未提出な法人に対する聴聞等を実施し、十分な報告等には至らなかった21法人に対し、特定非営利活動促進法に基づき、認証取消しを実施。

休眠法人の整理等に係る課題

寄附や募金をしたくない理由のうち約1/4が詐欺が不安だからという回答



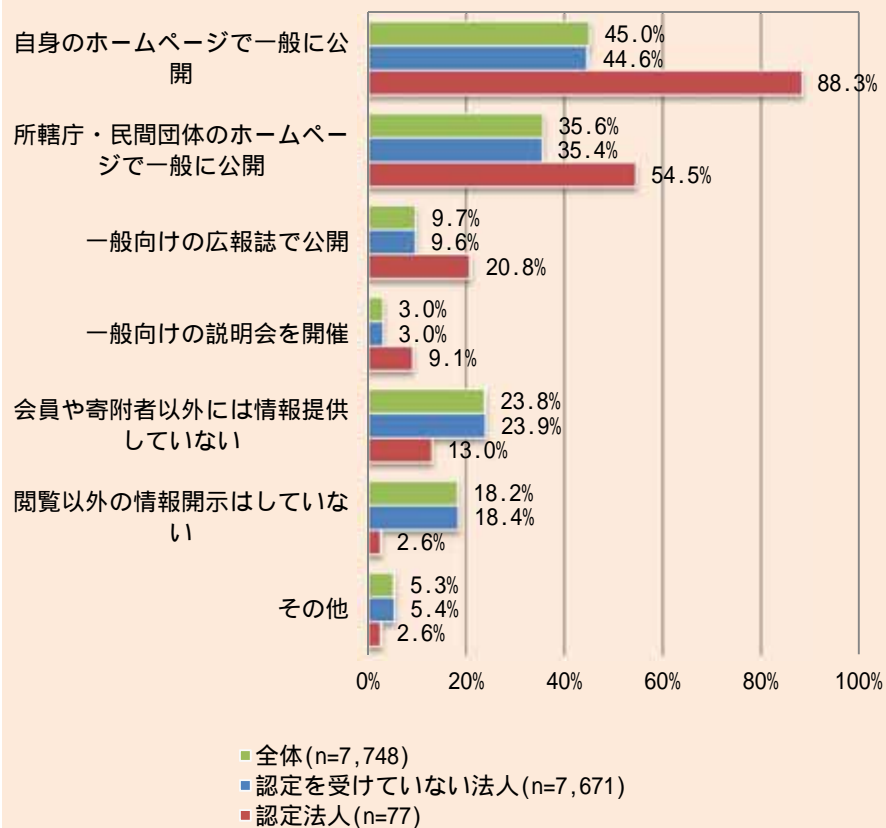
| BD2 *性年代(10歳刻み、小計付) | n | 14 | 10 | 2 | 1 | 5 | 3 | 6 | 4 | 15 | 8 | 7 | 13 | 11 | 12 | 9 | 16 |
|---------------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0 TOTAL | 1,092 | 58.4 | 26.3 | 18.0 | 16.5 | 13.1 | 11.9 | 9.0 | 8.7 | 5.0 | 4.7 | 2.7 | 2.3 | 2.2 | 0.4 | 0.2 | 0.0 |
| 1 男性 計 | 645 | 60.2 | 24.0 | 13.5 | 16.5 | 14.7 | 12.7 | 7.6 | 8.6 | 5.7 | 4.2 | 1.9 | 2.1 | 2.0 | 0.3 | 0.4 | 0.0 |
| 2 15 19 | 43 | 68.4 | 21.1 | 12.3 | 22.8 | 15.8 | 10.5 | 8.8 | 10.5 | 3.5 | 1.7 | 3.5 | 5.2 | 1.7 | 0.0 | 1.7 | 0.0 |
| 3 20 29 | 121 | 65.2 | 16.4 | 9.7 | 16.6 | 21.0 | 6.2 | 4.3 | 6.0 | 1.7 | 4.4 | 1.5 | 3.0 | 1.7 | 0.7 | 0.5 | 0.0 |
| 4 30 39 | 138 | 52.9 | 21.3 | 14.3 | 21.3 | 15.6 | 12.7 | 10.2 | 8.6 | 3.2 | 2.0 | 2.0 | 1.6 | 1.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 5 40 49 | 129 | 61.7 | 30.6 | 14.6 | 17.5 | 13.9 | 14.4 | 7.6 | 6.3 | 5.1 | 3.4 | 2.3 | 0.8 | 2.5 | 0.0 | 0.8 | 0.0 |
| 6 50 59 | 118 | 59.7 | 22.0 | 14.9 | 17.1 | 16.2 | 14.0 | 6.2 | 9.2 | 5.1 | 6.3 | 1.2 | 2.6 | 3.1 | 0.7 | 0.0 | 0.0 |
| 7 60 69 | 96 | 59.5 | 32.2 | 14.3 | 4.8 | 4.4 | 17.8 | 9.2 | 13.5 | 16.7 | 6.4 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 8 女性 計 | 446 | 55.7 | 29.6 | 24.6 | 16.5 | 10.7 | 10.8 | 11.0 | 8.8 | 4.0 | 5.5 | 3.8 | 2.6 | 2.6 | 0.5 | 0.0 | 0.0 |
| 9 15 19 | 28 | 34.0 | 45.2 | 29.7 | 21.4 | 18.6 | 3.7 | 7.4 | 11.2 | 0.0 | 3.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 10 20 29 | 80 | 58.7 | 31.3 | 26.9 | 32.1 | 10.7 | 11.8 | 10.7 | 9.4 | 3.8 | 0.0 | 4.2 | 8.8 | 1.4 | 1.4 | 0.0 | 0.0 |
| 11 30 39 | 105 | 58.4 | 28.4 | 20.8 | 15.2 | 14.4 | 6.1 | 4.6 | 5.0 | 5.6 | 4.6 | 1.2 | 1.5 | 3.0 | 1.2 | 0.0 | 0.0 |
| 12 40 49 | 93 | 62.1 | 27.6 | 20.8 | 16.9 | 10.4 | 11.1 | 12.5 | 8.6 | 2.6 | 8.5 | 3.8 | 3.3 | 2.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 13 50 59 | 68 | 63.6 | 26.7 | 24.1 | 8.5 | 10.0 | 11.1 | 14.2 | 17.0 | 6.0 | 4.9 | 7.4 | 0.0 | 3.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 14 60 69 | 72 | 41.1 | 28.9 | 31.1 | 6.4 | 3.2 | 18.7 | 17.1 | 5.3 | 3.2 | 10.2 | 5.3 | 0.0 | 3.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

出典: 株式会社インテージ「第2弾The Social View」(平成24年1月23日)

特定非営利活動法人に関する情報開示に関する課題

自身の活動内容をホームページで公開している法人は、回答法人のうち半数にも満たず、閲覧以外の情報開示をしていないという法人が約2割存在。
 また、情報の開示に当たって、認定NPO法人は半分以上が寄附者を意識して情報開示を行っているが、認証法人では、10%程度。

特定非営利活動法人の情報開示手段



情報開示に当たって意識している点 (複数回答)

